

## ◎水産加工業施設改良資金金融通臨時措

### 置法の一部を改正する法律

(平成二五年三月三〇日法律第七号)

#### 一、提案理由(平成二五年三月一九日・衆議院農林水産委員会)

○林国務大臣 水産加工業施設改良資金金融通臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容を御説明申し上げます。

水産加工業施設改良資金金融通臨時措置法は、北洋における外

国政府による漁業水域の設定等に伴い、水産加工品の原材料の供給事情が著しく変化したことに対応するため、水産加工施設の改良等に必要な長期かつ低利の資金の貸し付けを行うことを目的として、昭和五十二年に制定されたものであります。

その後、国際的な水産資源の保存管理措置の強化や、我が国周辺水域における水産資源の減少、水産加工品の輸入の増大等に対処するため貸し付けの内容について所要の見直しを行い、水産加工業の体質強化の促進に努めてきたところであり

水産加工業施設改良資金金融通臨時措置法の一部を改正する法律

ます。

本法は、本年三月三十一日限りでその効力を失うこととされておりますが、水産加工業をめぐる厳しい状況が続いていることに加え、現在、東日本大震災により被災した水産加工業者が本資金を利用してること等を踏まえますと、引き続き、水産加工施設の改良等に必要な資金の貸し付けを行う必要があります。

このため、本法の有効期限を五年間延長し、平成三十年三月三十一日とすることとした次第であります。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

#### 二、衆議院農林水産委員長報告(平成二五年三月二二日)

○森山裕君 ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における水産加工品の原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に鑑み、水産加工業の体質強化を引き続き促進するため、現行法の有効期限を平成三十年三月三十

水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律

二一〇。

一日まで五年間延長しようとするものであります。

本案は、去る三月十九日本委員会に付託され、同日林農林水

産大臣から提案理由の説明を聴取し、昨二十一日質疑を行いました。質疑終局後、採決の結果、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院農林水産委員長報告(平成二五年三月二九日)

○中谷智司君　ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、最近における水産加工品の原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に鑑み、引き続き、株式会社日本政策金融公庫が水産加工資金の貸付けの業務を行うことができるようにするため、現行法の有効期限を平成三十年三月三十日まで五年間延長しようとするものであります。

委員会におきましては、水産加工資金制度の成果と法律延長の意義、被災地水産加工業の復興対策、TPPの水産業への影響等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原

案どおり可決すべきものと決定いたしました。  
以上、御報告申し上げます。